

# C 経 濟 基 盤

## C-1 産業構成

### C-1-1 産業別就業者数：就業者総数（常住地ベース、従業地ベース）

産業項目名：農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品販賣業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

#### ○就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでも行った者のほか、勤め先はあるが休み始めてから30日以上にならない者、あるいは、30日以上でも賃金、給料を受け取ったか、または受け取ることになっている者及び個人経営の事業を営んでいる者で休業してから30日以上にならない者をいう。

### C-1-1 産業別就業者数（常住地、従業地ベース）

国勢調査では、産業（大分類）別に15歳以上の就業者について、以下の区別がなされている。

#### ①常住地による15歳以上就業者

自宅で従業 自宅外の自市町村で従業 自市内他区で従業 県内他市町村で従業 他県で従業

#### ②従業地による15歳以上就業者

自市内他区に常住 県内他市町村に常住 他県に常住

なお、本書では①の合計を常住地ベース、②の合計を従業地ベースとして掲載した。

## C-2 経済活動水準

### C-2-1 製造品出荷額等 C-2-2 製造業従業者数 C-2-3 商品販売額 C-2-4 商業従業者数

資料元 茨城県統計課「茨城の工業」（工業統計調査）、茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査）、  
総務省統計局「経済センサス-活動調査」

資料元について

●工業統計調査…毎年12月31日現在の工業の実態を明らかにすることを目的にしており、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の「大分類E 製造業」に属する事業所（国及び公共企業体に属する事業所は除く。）を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査する。なお、「平成23年工業統計調査」は、平成24年2月に実施した「平成24年経済センサス-活動調査」の中の製造業に関する調査事項にて把握している。

●商業統計調査…5年ごと（本調査の中間年に簡易調査）に商業の実態を明らかにすることを目的に日本標準産業分類「大分類J-卸売・小売業」に属するすべての事業所（国及び地方公共団体が経営する事業所は除く）を対象に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を調査する。なお、「平成21年商業統計調査」は、経済センサスの創設に伴い中止となっており、平成24年2月に実施した「平成24年経済センサス-活動調査」の中の商業に関する調査事項にて把握している。

●経済センサス-活動調査…我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としている。

### C-2-1 製造品出荷額等

1月1日から12月31日までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

### C-2-2 製造業従業者数

12月31日現在における製造業事業所の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

- ①期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- ②日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ④事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ⑤人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などのうち、①、②に該当する者

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

#### C-2-3 商品販売額（卸売業+小売業）

4月1日から3月31日までの1年間の商業事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。ただし、平成23年分データについては、平成23年1月から12月までの1年間である。

#### C-2-4 商業従業者数（卸売業+小売業）

6月1日現在（平成23年分データについては平成24年2月1日現在、経済センサス活動調査結果による）で主として商業事業所の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。常用雇用者とは、正社員・正職員、パート・アルバイトと呼ばれている者で、一定の期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は調査期日前2か月間にそれぞれの月において18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者をいう。

### C-3 事業所規模

**C-3-1 従業者規模別事業所数（民営）**：総数、#1～9人（#1～4人）、#10～19人、#20～29人、#30人以上

**C-3-2 従業者規模別従業者数（民営）**：総数、#1～9人（#1～4人）、#10～19人、#20～29人、#30人以上

**C-3-3 第1次産業：販売農家数、経営耕地面積（#田、#畝）**

第2次産業：事業所数、従業者数

第3次産業：事業所数、従業者数

資料元 総務省統計局「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」、農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」

資料元について

●経済センサス…事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とした調査である。農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所及び企業が対象である。

#### C-3-1 従業者規模別事業所数（民営）

##### ○事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている。

②従業者と設備とを有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている。

#### C-3-2 従業者規模別従業者数（民営）

##### ○従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社など別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

従業者の種類の区分は次のとおりである。

①個人業主……個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

②家族従業者……個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

なお、家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、常用雇用者又は臨時雇用者に含める。

③有給役員……法人、団体の役員で（常勤、非常勤は問わない。）、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常用雇用者に含める。

④常用雇用者……その事業所に常時雇用されている人をいう。すなわち、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

○正社員・正職員…常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外…常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

⑤臨時雇用者……1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用される人をいう。

⑥派遣従業者……いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

### C－3－3 産業別

#### ○産業分類（日本標準産業分類（平成19年11月改定））

- 産業大分類は、次のように分類される。
- ・第1次産業……農業、林業、漁業、
  - ・第2次産業……鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業
  - ・第3次産業……電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

#### ○販売農家数

販売農家とは、経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

#### ○経営耕地面積

ここでいう経営耕地面積とは、経営耕地面積のうち、田、畑及び樹園地の数値の合計である。

## C－4 所得水準

### C－4－1 総所得金額 C－4－2 納税義務者数

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

資料元について

- 市町村財政実態資料……各年度分の決算状況について各市町村からの報告を取りまとめたものである。

#### C－4－1 総所得金額

事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）と、総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額との合計額に、退職所得金額及び山林所得金額を加算した金額。ただし、純損失や雑損失の繰越控除等の適用を受けている場合は、その適用後の金額をいう。

「市町村財政実態資料」には、以下の5種類所得者別に「総所得金額等」として示されており、本書ではその合計を“総所得金額”として掲載している。

- ① 給与所得者 ② 営業等所得者 ③ 農業所得者 ④ その他の所得者 ⑤ 分離譲渡所得者等

#### C－4－2 納税義務者数

納税義務者数とは、上記に記載されている5種類別所得者の納税義務者の合計である。

## C－5 雇用

### C－5－1 雇用者数 C－5－2 自市町村内就業者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

#### C－5－1 雇用者数

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員でない人をいう。

なお、役員とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員をいう。

#### C－5－2 自市町村内就業者数

当該市町村に常住する就業者のうち、従業地が自市町村の者をいい、自宅か自宅外かを問わない。なお、就業者についてはC－1－1を参照。

## C－6 通勤

### C－6－1 他市町村への通勤者数 C－6－2 他市町村からの通勤者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

#### C－6－1 他市町村への通勤者

当該市町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市町村で従業する者である。

#### C－6－2 他市町村からの通勤者

当該市町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市町村に常住する者である。